

大和市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 3 5 号

大和市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防吏員の服制等に関する規則（昭和 3 9 年大和市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「義務」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 消防組織法第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として出動した吏員は、緊急消防援助隊活動章を消防長章の例により、着用することができる。この場合において、消防長章とともに緊急消防援助隊活動章を着用するときは、消防長章の上部に着用するものとする。

別表第 1 男性冬帽の項中「男性冬帽」を「制帽（男性）」に改め、同表女性冬帽の項中「女性冬帽」を「制帽（女性）」に、「し、帽のまわりにリボンを巻くもの」を「する。」に、「金色消防章をモール製金色桜で包む」を「帽の腰周りには、黒色のなな子織に、消防司令以上は蛇腹組金色線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補は蛇腹組黒色線を巻くものとする」に改め、同表男性夏帽の項中「男性夏帽」を「盛夏帽（男性）」に、「男性冬帽」を「制帽（男性）」に改め、同表女性夏帽の項を次のように改める。

盛夏帽（女性）	色及び地質	紺色の混紡織物とする。
	製式	制帽（女性）と同様とする。
	き章	制帽（女性）と同様とする。
	周章	帽の腰周りには、地質と類似色のなな子織を巻くものとする。

別表第 1 男性冬服の項中「男性冬服」を「制服（男性）」に、

襟章	左襟に、大和市
----	---------

職員き章を付ける。

を

襟章	左襟に、大和市職員き章を付け
エンブレム	左腕上部にエンブレムを付ける。

る。

に改め、同表女性冬服の項中「女性冬服」を「制服（女性）」に改め、

同表女性冬服、上衣、製式、前面の項中「男性冬服上衣」を「制服（男性）上衣」に改め、同

表女性冬服、上衣、製式の項中

階級章	男性冬服上衣と同様とする。
袖章	
襟章	

	を	階級章	制服（男性）上衣と同様とする。
		袖章	
		襟章	
		エンブレム	

に改め、同表女性冬服、ズボンの項中「男性冬服ズボン」を「制服（男性）ズボン」に改め、同表男性夏服の項中「男性夏服」を「盛夏服（男性）」に改め、同表男性夏服、上衣、製式の項中「長袖」の次に「又は半袖」を加え、同表女性夏服の項を次のように改める。

盛夏服（女性）	上衣	色及び地質	淡青色の混紡織物とする。
		製式	打ち合わせを右上前とするほかは、盛夏服（男性）上衣と同様とする。 形状は、第 1 0 図のとおりとする。
	ズボン	色及び地質	淡青色の混紡織物とする。
		製式	長ズボンのプリーツ付きとする。 形状は、第 1 0 図のとおりとする。

別表第 1 男性ネクタイの項中「男性ネクタイ」を「ネクタイ」に改め、同表女性ネクタイの項及びブラウスの項を削り、同表手袋の項中「手袋」を「白色手袋」に改める。

「女性冬帽

第1図中「男性冬帽」を「制帽（男性）」に改め、第3図中



「
制帽（女性）」

を



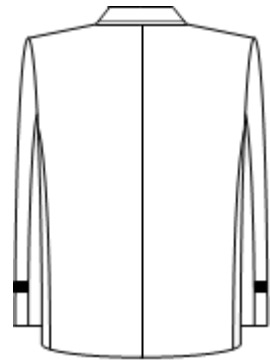
に改め、第4図中「男性冬服」を「制服（男性）」に、



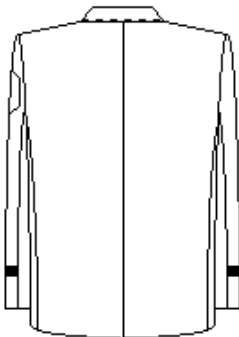
を



に、



を



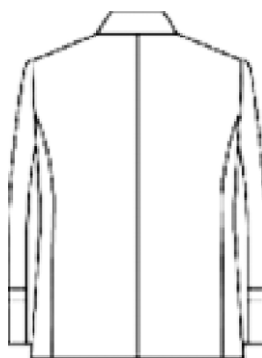
に改め、第8図中「女性冬服」を「制服（女性）」に、

「

上衣

前面

後面



を

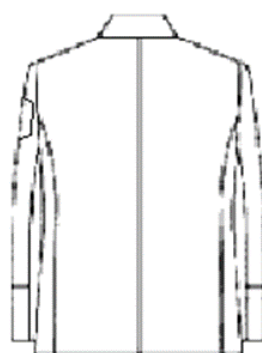
」

「

上衣

前面

後面



に改め、

」

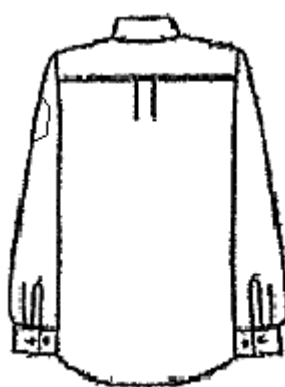
第9図を次のように改める。

盛夏服（男性）

上衣（長袖）

前面

後面



上衣（半袖）

前面



後面



ズボン



第10図を次のように改める。

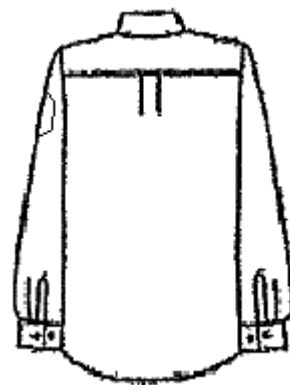
女性夏服

上衣（長袖）

前面

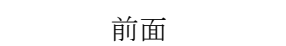


後面

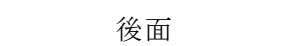


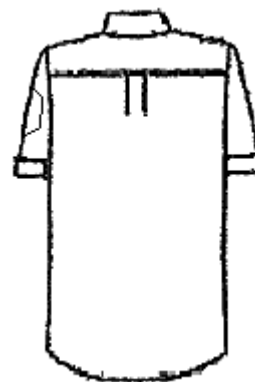
上衣（半袖）

前面



後面





ズボン

前面

後面



第 1 2 図を次のように改める。

身分証明書

表

大和市

氏名

写真

Yamato City

540

860

裏

身分証明書

職員番号

職名

氏名

生年月日

上記の者は、大和市消防吏員
であることを証明する。
年月日

有効期限

大和市消防長
年月日

大和市

消防長印

別表第2 救急服の項中「救急バンド」を「救急服ベルト」に改め、同表作業用手袋の項中「ケブラー製手袋」を「ケブラー手袋」に改める。

別表第3 正装の項中	冬帽、冬服、ワイシャツ、ネクタイ、短靴、制服ベルト及び白色手袋
	女子冬帽、女子冬服、ブラウス、ネクタイ、女子短靴及び白色手袋
	男性夏帽、男性夏服、短靴、制服ベルト及び白色手袋
	女性夏帽、女性夏服、短靴及び白色手袋

を	制帽、制服、ワイシャツ、ネクタイ、短靴、制服ベルト及び白色手袋	に改め、同表略装の
	盛夏帽、盛夏服、短靴、制服ベルト及び白色手袋	

欄中「救急服替衿」を「救急服替襟」に、「救急バンド」を「救急服ベルト」に改める。

別表第4 標準貸与品の項中	ケブラー	1 双	を	ケブ
---------------	------	-----	---	----

ラー手袋	1 種類につき 1 双	に改め、同表標準貸与品、冬帽・夏帽（男性・女性）の項中「冬帽・夏帽」を「制帽・盛夏帽」に改め、同表標準貸与品、冬服・夏服上衣（男性・女性）の項及び同表標準貸与品、冬服・夏服ズボン（男性・女性）の項中「冬服・夏服」を「制服・盛
------	-------------	--

夏服」に改め、同表標準貸与品の項中	夏服スカート	1 着	を
	ネクタイ（男性・女性）	1 本	

ネクタイ（男性・女性）	1 本	に、「紺バンド」を「制服ベルト」に改め、
-------------	-----	----------------------

同表その他の貸与品、救急服替衿の項中「救急服替衿」を「救急服替襟」に改め、同表その他の貸与品、救急バンドの項中「救急バンド」を「救急服ベルト」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に貸与されている貸与品については、改正後の大和市消防吏員の服制等に関する規則の相当規定により貸与されたものとみなす。